

# 石巻市産業創造助成金

## 6次産業化に取り組む事業者を 「産業創造助成金」でサポートします！

「石巻市産業創造助成金」は、地域資源を活かした産業の創出や独自の技術開発、販路開拓等、事業者の皆様の創造的事業を支援する制度です。

生産（1次産業）から加工・販売（2次・3次事業）までを一体的に行う取組み（6次産業化）について、本助成金の要件を満たす場合、対象となります。

### ◆対象事業

※補助率2分の1

#### ①人材育成事業（上限 50万円）

対象：6次産業化に取り組むための技術力向上や経営基盤の強化等を目的とした研修会への参加や開催など

活用例：専門家や講師を招き、6次産業化に関する研修会を開催する場合

#### ②研究開発事業（上限 250万円）

対象：地域資源を活用した、新商品の開発や共同研究開発など

活用例：自社で収穫した野菜などを活用した新商品の開発を行う場合

#### ③情報提供事業（上限 50万円）

対象：販路開拓や商品認知度向上を目的とした、展示会等への出展やホームページの新規開設など

活用例：新規取引先の獲得のため見本市や商談会への出展や、ホームページやECサイトを開設し、情報発信を行う場合

#### ④知的財産等取得事業（上限 50万円）

対象：新商品・新技術の開発に伴う商標権、意匠権、各種認証（ISO等）の取得

活用例：自社で収穫した野菜や地域資源を活用し開発した新商品の商標権を取得する場合

上記はあくまで例となります。実際に対象となるかについては商工課までお問い合わせください。各年度ごとに、①～④の各区分でそれぞれ1回の申請が可能です。

# 石巻市産業創造助成金

## ◆対象となる経費

事業区分	経費区分
人材育成事業	教材費、研修参加費、旅費、謝礼 等
研究開発事業	原材料費、建築物費※、機械装置及び工具設置費※ 外注加工費、技術導入費、共同研究費、人件費 等
情報提供事業	出展料・会場借上料、資料印刷費、旅費、駐車料金 運搬費、什器レンタル費、ホームページ作成費用 等
知的財産等取得事業	各種認証取得にかかる費用、弁護士謝礼 手数料、委託費、特許・商標権等に係る出願料 等
その他	上記以外の経費で、市長が特に必要と認める経費

※ 農産加工室や加工機器等、商品開発に直接必要であると認められる整備費および機械装置等の導入に係る経費は対象とする。ただし、レストランや飲食スペース等、販売・提供を主目的とする施設の新設については、原則として対象外とする。

## ◆申請書類

- 石巻市産業創造助成金交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
- 事業実施計画の内容説明書（様式第3号）
- 事業予算明細書（様式第4号）
- 人件費集計表（様式第4号の2）\*直接人件費を要する場合
- 技術導入計画書（様式第5号）\*技術導入計画がある場合
- 外部委託計画書（様式第6号）\*外部委託計画がある場合
- 財務諸表 又は 確定申告書の写し（直近2期分）
- 法人登記事項証明書（個人の場合は、本人の住民票）
- 納税証明書（市税に滞納がないことの証明願、国保税関係証明書）
- 申立書
- 経費の根拠資料、見積書等
- 市長が必要と認める書類

詳細については石巻市商工課（TEL0225-95-1111 内線 3528、3524）まで  
お問合せください。